（削る。）

第六十七条の六の二　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の十とする。

第六十七条の四十一　法第八十八条第十九項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六に規定するものとする。

第六十八条　法第八十八条第十九項の規定により読み替えられる法第八十七条の四第二項の農林水産省令で定める場合は、当該緊急防災等工事計画の変更により、当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設に係る予定管理方法等の変更を要しない場合とする。

第六十八条の四の十七　法第九十三条の二第二項の規定による公告は、当該管理規程の概要及び備置場所を掲載してするものとする。

第七十五条の三　法第九十五条の二第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六に規定するものとする。

第七十五条の三の二　法第九十五条の二第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の十とする。

第七十六条　法第九十六条において準用する法第五十条、法第五十二条第一項、第四項及び第五項、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項並びに法第五十七条の二の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条、第四十三条及び第四十三条の三、第四十三条の四及び第四十三条の五、第四十三条の六及び第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十一、第四十四条及び第四十四条の二、第四十五条、第四十五条の二並びに第四十七条から第四十八条の四までの規定を準用する。

第七十六条の八　法第九十六条の三第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六に規定するものとする。

第七十六条の八の二　法第九十六条の三第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の十とする。

第七十六条の十五　法第九十六条の四第一項において準用する法第五十条、法第五十二条第一項及び第五項前段、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項、法第五十七条の二第一項から第三項まで、法第八十七条の三第二項から第四項まで及び第七項、法第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、法第八十七条の五、法第八十八条第十六項から第十九項まで、法第九十条第七項並びに法第九十三条の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条及び第四十三条、第四